

筑北村立保育園

令和6年度

保育園入園のご案内



筑北ひまわり保育園

〒399 - 7601 筑北村坂北 2305

TEL : (0263) 66 - 2043 Fax : 66 - 2123

坂井保育園

〒399 - 7711 筑北村坂井 5882

TEL : (0263) 67 - 2153 Fax : 67 - 1403

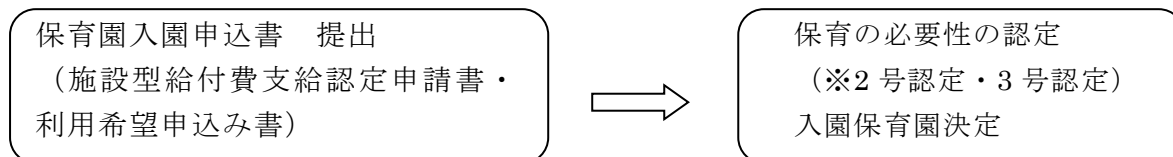
目次

| | | |
|----|-----------------|----------------------|
| 1 | 保育園とは | ・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| 2 | 入園の申し込みにあたって | ・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| 3 | 申し込みから入園までの流れ | ・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| 4 | 申し込みに必要な書類等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| 5 | 保育料算定に必要な書類 | ・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| 6 | 保育料について | ・・・・・・・・・・・・・・・・P3~4 |
| 7 | 給食費について | ・・・・・・・・・・・・・・・・P4 |
| 8 | 保育時間及び休園日等について | ・・・・・・・・・・・・・・・・P4~6 |
| 9 | 令和5年度在籍クラス名・年齢表 | ・・・・・・・・・・・・・・・・P6 |
| 10 | 保育園の入園にあたって | ・・・・・・・・・・・・・・・・P6~8 |
| 11 | 保育園一日の流れ | ・・・・・・・・・・・・・・・・P8 |

1. 保育園とは

保育園は保護者が就労や病気などにより児童を保育できない間、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

2. 入園の申し込みにあたって



※2号認定 お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育園で保育を希望する場合

※3号認定 お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育園で保育を希望する場合

3. 申し込みから入園までの流れ

入園の申し込みから入園までの日程は次の通り予定しています。

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 11月30日(木) | 令和6年度入園申込み受付締め切り。定員に余裕があれば以降随時受け付けます。 |
| 12月～1月 | 入園要件審査、入園保育園調整準備 |
| 1月下旬 | 「支給認定決定通知書」「保育利用決定通知書」の送付 |
| 2月20日(火) | 一日入園(保育園での生活、持ち物等についてご説明します) |
| 4月第1週 | 入園式 |

4. 申し込みに必要な書類等

- (1) 「施設型(保育所)給付費 支給認定申請書・利用希望申込み書」
- (2) 「就労証明書または申立書(父母)」
- (3) 「筑北村村税・料金口座振替依頼書」

未満児は21・保育料、61・保育園給食費に○をしてください。

年少児は61・保育園給食費に○をしてください。

5. 保育料算定に必要な書類

※筑北村にお住まいの方

「施設型(保育所)給付費 支給認定申請書・利用希望申込み書」の④にあります「税情報等の提供に当たっての署名欄」に署名・捺印いただき、税情報を基に保育料を算定します。提出書類はありません。

※令和6年1月2日以降に筑北村に転入された方

保育料算定のために令和4年度の所得・課税証明書が必要となります。転入前の市区町村で取得できます。

6. 保育料について

※3歳以上児は無料です。

また未満児の保育料に関して多子世帯への軽減措置（4）があります。

(1) 保育料の金額

保育料の算定となる税額は、両親（父母）の市町村民税額を合算したものです。

令和6年4月から8月までの保育料は、令和4年度市町村民税により算定し、4月中旬に通知します。

令和6年9月から令和7年3月までの保育料は、令和5年度市町村民税により算定し、9月中旬に通知します。

(2) 納付方法

保育料は特別な事情がない限り、口座振替となります。

当月分を当月末日に引き落とします。毎月の残高の確認をお願いします。

(3) 保育料徴収基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額（月額・単位 円） | | | |
|----------------------|----------------------------------|-----------------|--------|--------|-------|
| | | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | |
| 階層区分 | 定義 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2階層 | 村民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3階層 | (1) 村民税均等割課税 | 10,400 | 10,300 | 0 | 0 |
| | (2) 所得割課税額48,600円未満 | 12,900 | 12,800 | 0 | 0 |
| 第4階層 | (1) 所得割課税額48,600円以上 64,700円未満 | 20,800 | 20,400 | 0 | 0 |
| | (2) " 64,700円以上 80,800円未満 | 25,200 | 24,800 | 0 | 0 |
| | (3) " 80,800円以上 97,000円未満 | 29,500 | 29,100 | 0 | 0 |
| 第5階層 | (1) " 97,000円以上 121,000円未満 | 32,700 | 32,200 | 0 | 0 |

| | | | | | | |
|------|-----|--------------------------|--------|--------|---|---|
| | (2) | 121,000円以上 145,000円未満 | 36,000 | 35,500 | 0 | 0 |
| | (3) | 145,000円以上 169,000円未満 | 37,400 | 36,900 | 0 | 0 |
| 第6階層 | | 169,000円以上 301,000円未満 | 38,800 | 38,200 | 0 | 0 |
| 第7階層 | | 301,000円以上 397,000円未満 | 40,200 | 39,600 | 0 | 0 |
| 第8階層 | | 397,000円以上 | 41,600 | 41,000 | 0 | 0 |

(4) 多子世帯への保育料軽減措置

3歳未満児の多子世帯への保育料軽減措置として、第1子全額、第2子半額、第3子以上は無料とします。(多子の条件として子どもは満18歳に達する日以降最初の3月31日までのものとする)なお児童の属する世帯の階層が第2階層において第2子は無償とする。

7. 給食費について

(1) 給食費の金額

3歳以上児は日額200円を給食日数で計算します。インフルエンザ等出席停止となる感染症にかかった場合は、医師が診断した治癒証明に記載された期間は徴収しません。

(2) 納付方法

給食費も特別な事情がない限り口座振り替えにて徴収します。当月分を翌月末日に引き落とします。毎月の残高の確認をお願いします。

(3) 給食費の減免について

生活保護世帯、村民税非課税世帯、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の子どもは給食費が免除になります。

※3歳未満児の給食費は保育料に含まれます。

8. 保育時間及び休園日等について

(1) 保育時間

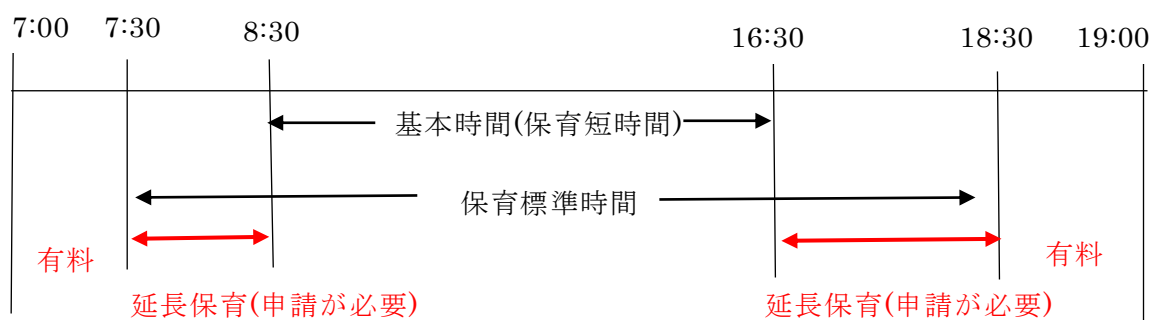
保護者の就労等の事由により、保育の必要量に合わせて、次のいずれかに区分され認定されます。

- ① 保育標準時間（11時間）・・・フルタイム就労を想定した利用時間
午前7時30分～午後6時30分
- ② 保育短時間（8時間）・・・パートタイム就労を想定した利用時間
午前8時30分～午後4時30分

※通常の保育時間は午前8時30分～午後4時30分です。

午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後6時30分は延長保育になります。料金は発生しません。

(2) 延長保育



※保護者の勤務時間等により、通常の保育時間内の送迎ができない場合は延長して保育します。

新入園児の長時間保育は、慣らし保育終了後から開始になります。

※保育短時間に認定された場合でも保育時間を延長することができます。

※最大延長できる時間と利用できる園は次のとおりです。

午前7時～午前7時30分 午後6時30分～午後7時

- ・ 通年利用される場合・・・筑北ひまわり保育園のみ実施
- ・ 緊急に利用される場合・・・筑北ひまわり保育園・坂井保育園で実施

※保育の短時間と標準時間では保育料の基準額が変わります。

※利用する際に、各園にある「筑北村延長保育申請書」に必要事項を記入し提出してください。

※延長保育料 役場での現金納付となります。

| 保 育 時 間 | | 1 人 | 2 人 | 3 人 |
|-----------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 午前7時～7時30分または 午後6時30分～7時 | 通常 (1か月) | 1,400円 | 2,100円 | 2,450円 |
| | 緊急 (1回) | 500円 | 750円 | 875円 |

(3) 希望保育

ご家庭の事情やお仕事の都合上、土曜日、夏季・冬季休み、年度末・年度初め等において保育が必要なお子さんに対して行う保育です。各園で事前の申請が必要です。希望保育児はおかず入りのお弁当と午後のおやつ(せんべい)を持参してください。

○土曜保育

筑北ひまわり保育園での保育となります。

保育時間は午前8時30分から午後4時30分です。長時間保育はありません。

前月の25日までに「希望保育申請書」を提出してください。

緊急な理由により希望保育を申請する場合は、前日までに保育園にご相談ください。



(4) 休園日

※日曜、祝祭日、及び12月29日～1月3日です。

※村長が必要と認めた日

(5) 慣らし保育

入園後、お子さんが無理なく保育園になじめるよう慣らし保育があります。降園時間が早くなりますので、ご確認ください。期間は概ね1週間程度です。

(6) 一時保育

村内在住か村内に祖父母の住所があり、緊急にまたは一時的に家庭保育が困難な満1歳以上から就学前のお子さんが対象です。

保育時間(午前8時30分～午後4時30分)の実施です。各園にお申込みください。

有料となります。役場にて現金納付でお願いします。

9. 令和6年度 在籍クラス名・年齢表

| クラス | 児童生年月日 | クラス | 児童生年月日 |
|------------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|
| 年長 さくら組 (5歳児) | 平成30年4月2日～ 平成31年4月1日 | 未満 つくし組 (2歳児) | 令和3年4月2日～ 令和4年4月1日 |
| 年中 たんぼぼ組 (4歳児) | 平成31年4月2日～ 令和2年4月1日 | 未満 つくし組 (1歳児) | 令和4年4月2日～ 令和5年4月1日 |
| 年少 ちゅうりっぷ組 (3歳児) | 令和2年4月2日～ 令和3年4月1日 | 未満 つくし組 (0歳児) | 令和5年4月2日～ 令和6年4月1日 |

10. 保育園の入園にあたって

○保育目標 「自ら考え、なかよくあそぶ、たくましい子」

保育の内容に関しては、「令和5年度筑北村 筑北ひまわり保育園・坂井保育園 グランドデザイン」を参照ください。

(1) 通園について

- ・保育園では登降園時をご家庭とお子さんの様子を伝え合う大切な連携の場と考えています。ご家庭での送迎を基本としご家庭で責任を持って行うことを原則としています。
- ・保護者からの依頼がない方にはお子さんをお渡しできません。

◎スクールバス（筑北ひまわり保育園）及び村営バス（坂井保育園）について
ご家庭の都合によりバス通園をご希望される場合は「保育園通園バス利用申込書」の提出が必要です。乗車の申し込みに関しては入園後ご確認ください。慣らし保育の期間はバスには乗れません。年少児からバスに乗車できます。またご自宅が保育園より2km以上のお子さんが対象となります。

(2) 健康上の留意事項

- ・毎朝健康状態をよく調べてから登園させてください。発熱、下痢、嘔吐、ひどい咳の場合は休んでください。登園後、37.5度以上の発熱はご家庭に連絡しますのでお迎えをお願いします。

原則的に保育園では医療行為はできません。

- ・伝染病（感染症）にかかった場合は、治癒証明をもらってから登園させてください。（新型コロナウイルス、インフルエンザ・水痘、風疹、流行性耳下腺炎、流行性結膜炎、感染性胃腸炎など）
- ・保育中または登降園中にけがをした場合に医療機関を受診した際にかかった医療費は「日本スポーツ振興センター災害共済」により災害給付金が支払われます。（保険点数500点以上の場合）

保育中のけがや病気の際は保護者の方に連絡を取らせていただきますので、必ず連絡のつく緊急連絡先をお知らせください。

- ・食物・動植物等のアレルギーに関しては全園児にアレルギー調査票を提出していただき留意していきます。

食物アレルギーのお子さんは医師の指示書「保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただき、その指示内容に従って原因となる食品の除去等を行います。

(3) 保育園と家庭との連絡

- ・保育園から家庭への連絡は、保護者用スマートフォンアプリ「コドモン」にて行います。連絡帳の機能と合わせて、災害時や緊急連絡等のために緊急配信もおこないますので、必ず目を通してください。
「コドモン」では登降園の打刻や園便り等の通知の配布もします。
- ・保護者の方の仕事や連絡先、住所等に変更があった際は早めに保育園に連絡してください。
- ・お子さんや保護者の方の写真・作品等のホームページや広報誌への掲載、出展等個人情報開示のための同意書をとらせていただきますのでお願いします。

(4) 給食について

- ・自園給食です。「給食だより」にて毎日の献立をお知らせします。
給食の内容は次の通りです。

| | |
|------------|---|
| 0, 1, 2 歳児 | 午前 牛乳 昼食 主食・副食が出ます 午後 おやつ *0 歳児はお子さんに応じて離乳食になります |
| 3, 4, 5 歳児 | 昼食 副食が出ます <u>主食(白飯)を持たせて下さい</u> 午後 おやつ |

1 1. 保育園一日の流れ

| 時間 | 主な活動 |
|-------------|---------------------------------------|
| 7:30~8:30 | 朝延長保育 |
| 8:30~9:00 | 登園 自由遊び（園庭又は室内） ※未満児は午前のおやつ（牛乳） |
| 11:30 | クラス保育 給食 |
| 12:30 | お昼寝 |
| 14:45 | おやつ 自由遊び（園庭又は室内） |
| 16:00~16:30 | 降園 |
| 16:30~18:30 | 夕方延長保育 |



*未満児は一人一人の生活リズムに合わせて保育します。